

令和4年度美咲町障害者就労支援施設等からの物品調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条の規定による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針を次のとおり定めます。

1. 適用範囲

この方針は、町長部局、教育委員会、水道部局、議会事務局、各種行政委員会の事務局及び全出先機関に適用します。

2. 対象となる施設等及び物品等

この方針の対象施設等は、その所在地又は住所が町内にある、優先調達法第2条第4項の障害者就労施設等で、別表の施設とします。また、対象となる物品等は、対象施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とします。

3. 調達の目標

令和4年度は、各部局等において、物品及び役務のそれぞれについて、令和3年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標として設定します。

4. 基本的な考え方

(1)全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

(2)予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

(3)障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

(4)地域的偏在への配慮

調達にあたっては、地域的偏在が生じることのないよう努めます。

5. 調達の推進のための具体的方策等

(1)調達の推進体制の整備

障害者就労施設等からの調達に関するセンター機能を福祉事務所に設け、障害者就労施設等への調達情報の提供や、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行うとともに、各部局等に対して各施設の取扱商品の一覧など、わかりやすい情報を適切に提供します。

(2)随意契約方式の活用等

各部局等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令など関係規定に従い、随意契約方式を活用しながら障害者就労施設等からの調達を行います。

(3)共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、共同受注窓口である岡山県セルフセンターを介した調達の推進に努めます。

(4)障害者就労施設等への配慮

各部局等は、障害者就労施設等に対して、調達情報の提供に努めます。

また、障害者就労施設等からの調達を行うに当たっては、可能な限り、その仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めます。

(5)障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取り組みを促します。

6. 進行管理等

福祉事務所において、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理に努めます。また、理財課において、年度終了後、次年度の調達方針及び調達実績の作成・公表を行います。

別 表

事業所名称	事業所住所
就労継続支援施設 B 型 ワークみさき	岡山県久米郡美咲町原田 995
就労継続支援施設 B 型 さくらの実	岡山県久米郡美咲町打穴里 1644-1
ひかり学園 さつきの丘	岡山県久米郡美咲町書副 182-2
障がい者支援施設 さやかなる苑	岡山県久米郡美咲町書副 182-4

【参考】

○令和 3 年度の美咲町における調達実績

・美咲町全庁の調達実績 278,300円